

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当行は、地域経済の発展と企業価値の向上を目指すため、企業理念を基本に、より充実したコーポレート・ガバナンスを構築することが、経営の重要課題であると認識しております。

1. 企業理念

- 「地域のために」 ー私たちは、「公共的使命」を尊重し、豊かな地域社会の創造に貢献する、健全かつ強い銀行を創ります。
「お客さまとともに」 ー私たちは、「お客さま大事」を尊重し、誠意と英知を育み、真摯かつ魅力あふれる銀行を創ります。
「人を大切に」 ー私たちは、「自主性」を尊重し、自信と誇りに満ちた、進取かつ明朗な銀行を創ります。

2. 目指す姿(中期経営計画「AOGIN Triple “UP” 計画」(平成25～27年度))

「県内No.1の信認と圧倒的な存在感を有し、地域の未来を支える銀行」

当行の企業理念を実践し、持続的な成長を果たしていくためには、地域に密着した行動の徹底と真のコンサルティング機能の発揮など、お客さまに支持される活動の展開を通じて地域における存在感を高めると同時に、地域支援の充実によって将来的な当行の営業基盤を拡大していかなければならないとの考え方にに基づき、目指す姿を「県内No.1の信認と圧倒的な存在感を有し、地域の未来を支える銀行」といたしました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性分析・評価

1. 現状

当行は、取締役会において、議案の絞り込みにより、重要なテーマに焦点をあてた議論を行っているほか、社外取締役への事前資料配布及び事前説明を行うことで、取締役会全体としての実効性の向上に取り組んでおります。

2. 今後の方針

- (1) 取締役は、取締役会の実効性について毎年自己評価を行い、その結果を取締役に提出いたします。
(2) 取締役会は、各取締役の自己評価に基づき、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示いたします。
(3) なお、平成27年度の実効性の分析・評価結果の概要については、来年度の本報告書にて開示する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】政策保有株式

1. 政策保有に関する方針

当行は、政策保有株式については、取引の維持・向上への期待性や地域への貢献度合、事業戦略上の重要性等(以下「保有判断要因等」という。)を踏まえた総合的な判断のもと、保有意義が認められる場合において保有しております。

この政策保有株式については、保有判断要因等を定期的に検証し、保有の可否を判断しております。

2. 議決権行使基準

当行は、政策保有株式の議決権の行使について、その議案の内容を精査し、前項に掲げる保有判断要因等を勘案した上で、適切に議決権を行使いたします。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当行は、当行が役員等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合において、かかる取引が当行および株主の利益を害することのないよう、以下の体制を整備しております。

1. 当行と取締役間の取引については、取締役会において取引条件やその決定方法の妥当性について審議・意思決定を行っております。
2. 当行と関連会社間の取引については、アームズ・レングス・ルールの遵守を徹底しております。
3. 監査役は関連当事者間の取引について、取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証を行っております。

【原則3-1】情報開示の充実

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

(1) 当行は企業理念を制定し、公表しております。企業理念は本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」に記載しているほか、当行ホームページにも掲載しておりますのでご参照下さい。

(<http://www.a-bank.jp/contents/guide/aboutabank/index.html>)

(2) 中期経営計画については当行ホームページに掲載しております。

(<http://www.a-bank.jp/contents/guide/aboutabank/index.html>)

また、その進捗状況や取組内容についても、会社説明会資料や「株主総会招集ご通知」の事業報告において開示しておりますのでご参照下さい。

(<http://www.a-bank.jp/contents/guide/kabunushi/index.html>)

2. 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「1. 1. 基本的な考え方」に記載しておりますのでご参照下さい。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当行の「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」につきましては、本報告書の「2. 1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますのでご参照下さい。

4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(指名に関する方針)

取締役候補者は、銀行業としての特性を踏まえつつ、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有す、あるいは社外の職務経験等から見て職務遂行に必要な高い能力や知見・識見を有する者で、かつ十分な社会的信用を兼ね備え、当行の企業理念にもとづき、その価値を高いレベルで体現することが期待できる者を候補者としております。

また、監査役候補者については、常に公正不偏の態度を保持し、監査品質向上のため、たゆまぬ自己研鑽を行い、かつ経営全般の見地から経営課題を把握する能力を有する人物を候補者としております。

(指名に関する手続)

経営陣幹部の選任及び取締役候補者の指名については、代表取締役が候補者を推薦し、社外役員が参加する取締役会の決議により決定しております。

また、監査役候補者の指名については、代表取締役が候補者を推薦し、監査役会の同意を得た上で、社外役員が参加する取締役会の決議により決定しております。

5. 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

(1) 当行役員個々の選任・指名理由は以下のとおりです。

○浜谷 哲(代表取締役会長)

当行の経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。平成23年4月からは代表取締役頭取として、当行の経営を担ってきました。これらの経験をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能強化による経営体制の強化が期待できることから、代表取締役候補者として再任しました。

○成田 晋(代表取締役頭取)

営業店、本部いずれの業務についても経験が豊富であり精通しております。平成26年6月の代表取締役就任以来、当行の経営を的確に担い、また十分な社会的信用力を有しております。経営管理及び業務執行の最高責任者としての役割が期待できることから、代表取締役候補者として再任しました。

○建部 礼仁(専務取締役)

平成24年6月に取締役に就任し直近では審査・人事部門を統括しリーダーシップを発揮してきました。銀行の経営管理を的確、公正に遂行できる知識・経験及び十分な社会的信用を有しており、取締役候補者として再任しました。

○出町 文孝(常務取締役)

東京事務所長、監査部長、執行役員本店営業部長を歴任、平成25年6月の取締役総合企画部長就任以降も当行役員として尽力してきました。経験分野が幅広くバランス感覚にも優れているため、取締役候補者として再任しました。

○川村 明裕(常務取締役)

個人部長、総合企画部長、営業統括部長、審査部長を歴任し平成25年6月取締役就任。その後弘前地区統括として卓越したリーダーシップを発揮。当行の事業発展に貢献できる人材であるため取締役候補者として再任しました。

○竹内 均(常務取締役)

営業店長を4カ店歴任した実績から、業務全般に精通し十分な知識も具備しております。平成26年6月の取締役就任以降は、八戸地区を統率。経営者として十分な社会的信用を得ており、取締役候補者として再任しました。

○杉山 大幹(取締役)

東京事務所長、市場国際部長、事務統括部長、営業統括部長を歴任し、平成25年6月から営業部門の執行役員を担ってきました。これらの経験をベースに経営体制の強化が期待できることから、取締役候補者として新任しました。

○佐々木 知彦(取締役)

営業店長を3カ店、本部部長を2部門経験した際の采配から察しても、バランスのとれた経営者としての資質を備えており、取締役として迅速かつ機動的な意思決定が期待できることから、取締役候補者として新任しました。

○須藤 光昭(常勤監査役)

営業店長を5カ店歴任し、銀行業務全般に精通しております。また平成22年から2年間にわたって取締役を務め、取締役の職務執行の監査を適確かつ公正に遂行できる知識・経験を有していることから、監査役候補者として指名しました。

○山田 正規(監査役)

営業店長を2カ店、その後は市場国際部長、リスク統括部長、総務部長、執行役員人事部長を歴任し、当行執行役員退任後も関連会社社長を務めるなど銀行業務全般に精通し、公正不偏の態度を保持しながら監査業務を遂行できる人材として期待されていることから、監査役候補者として新任しました。

(2) なお社外役員については、本報告書の「2.1.【取締役関係】及び【監査役関係】会社との関係(2)選任の理由」に記載しておりますのでご参照下さい。

【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任範囲

1. 取締役会は、法令や定款に定められた事項ほか、取締役会規程等において定められた事項について決定いたします。
2. 取締役会は、前項で決定された事項において、その具体的執行方法や細目等を常務会または法令等遵守経営会議に委任することができるものとし、その委任範囲については常務会規程や法令等遵守経営会議規程等に定めるものとしております。

【原則4-9】社外役員の独立性判断基準

当行の「社外役員の独立性判断基準」につきましては、本報告書の「2. 1. 【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載しておりますのでご参照下さい。

【補充原則4-11-1】取締役会全体のバランス、多様性

取締役会は、取締役会の全体としての多様な知見・専門性を備えたバランスの取れた構成を図るとともに、定款の定める範囲において、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮できる適切な員数を維持する方針としております。

【補充原則4-11-2】取締役・監査役の兼任状況

1. 取締役及び監査役の他社との主な兼任状況は、株主総会招集ご通知の事業報告等において適切に開示を行っております。
2. なお、本報告書の提出日現在、他の上場会社との役員の兼任はございません。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役のトレーニング方針

当行は、取締役及び監査役が期待される役割・責務を適切に果たすため、知識の習得や適切な更新等に必要となるトレーニングの機会を提供するとともに、その費用を支援しております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針**1. 株主との建設的な対話**

株主との建設的な対話にあたっては、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で対応して参ります。

2. 建設的な対話を行うための体制

当行は株主との対話全般についての統括責任者として、IR担当役員を指定しております。詳細につきましては「3. 2.IRに関する活動状況」をご参照下さい。また、総合企画部をIR担当部署とし、関連部署と連携のもと適切かつ分かりやすい情報開示を図るよう、適時・適切に対応しております。

3. 個別面談以外の対話手段の充実に係る取組み

当行は毎年会社説明会を行っており、またホームページにおいても説明会資料の開示を行うなど、適切な情報開示に努めております。

4. 株主からの意見等のフィードバック

株主の皆さまとの建設的な対話を通じて収集・把握した意見等については、担当部署が分析を行い、経営陣に対して適切に情報を共有いたします。

5. インサイダー情報の管理

当行はインサイダー取引の防止に関する内部規定を制定しており、対話に際してのインサイダー情報の適切な管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	8,436,000	4.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,292,000	3.52
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5,556,282	2.68
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,836,450	2.33
日本生命保険相互会社	4,771,682	2.30
明治安田生命保険相互会社	4,769,201	2.30
青森銀行職員持株会	4,358,511	2.10
株式会社みずほ銀行	3,080,694	1.48
田中建設株式会社	2,570,298	1.24
住友生命保険相互会社	2,462,000	1.18

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
林 光男	他の会社の出身者								○	○		
石田 憲久	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林 光男	○	<p>・林光男氏が代表取締役会長を務める青森三菱電機機器販売株式会社と当行との間には貸出金等の取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。</p> <p>・林光男氏が代表取締役社長を務める青森ゴルフ観光株式会社と当行は、社外役員の相互就任の関係にあります。</p>	<p>・林光男氏は、長年にわたり青森三菱電機機器販売株式会社等の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェックをさせていただいており、今後も引き続き社外取締役として、取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。</p> <p>・同氏は、当行が定める独立性判断基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。</p>
石田 憲久	○	<p>・石田憲久氏が代表取締役会長を務める株式会社青森新生活互助会および副会頭を務める青森商工会議所と当行の間には貸出金等の取引がありますが、取引</p>	<p>・石田憲久氏は、学校法人青森田中学園の理事長を務められる等幅広く私学経営に携わり、経営の監督とチェックを行うために十分な経験・見識を有しており、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</p>

		の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。	た。 ・同氏は、当行が定める独立性判断基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
--	--	-------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、期中に適宜監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携を図っております。また、内部監査部署から期初に監査計画の説明を受け、期中に適宜監査状況を聴取および監査同行を実施し、期末に監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)																
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m				
清藤 哲夫	他の会社の出身者														○			
大矢 卓	他の会社の出身者														○			
沼田 徹	弁護士														○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清藤 哲夫	○	・清藤哲夫氏および同氏が代表取締役社長を務める株式会社弘前公益社と当社との間には貸出金等の取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはない	・清藤哲夫氏は、長年にわたり株式会社弘前公益社等の経営に携わり、経営の専門家としての豊富な経験、実績および幅広い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言をしていただけるものと判断いたしました。 ・同氏は、当行が定める独立性判断基準に該

		と考えられることから、概要の記載を省略いたします。	当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
大矢 卓	○	・大矢卓氏が代表取締役社長を務める八戸港湾運送株式会社と当行との間には貸出金等の取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。	・大矢卓氏は、長年にわたり八戸港湾運送株式会社等の経営に携わり、経営の専門家としての豊富な経験、実績および幅広い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言をしていただけるものと判断いたしました。 ・同氏は、当行が定める独立性判断基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
沼田 徹	○	・沼田徹氏は弁護士であり、当行との間には顧問契約がありますが、報酬金額は株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。	・沼田徹氏は、弁護士としての高い見識および豊富な経験、実績を有しており、その専門的見地を当行の監査に反映していただけるものと判断しております。 ・同氏は、当行が定める独立性判断基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5名
-----------------------------------------------------------	----

その他独立役員に関する事項

当行では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

(社外役員の独立性判断基準)

当行は、独立性判断基準を以下の通り策定しております。

1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者ではないこと。
2. 当行の主要な取引先である者またはその業務執行者ではないこと。
3. コンサルタント、会計専門家または法律専門家等については、当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。
4. 当行の主要株主またはその業務執行者ではないこと。
5. 当行より、多額の寄附金を得ている者またはその業務執行者ではないこと。
6. 1～5に過去3年以内に該当していないこと。
7. 1～6に該当する者の近親者ではないこと。

※1「主要な取引先」当行との取引実態に照らし、事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先とする。

※2「多額」 過去3年平均で年間100万円を超える金額とする。

※3「主要株主」 直接・間接に10%以上の議決権を有する株主とする。

※4「近親者」 二親等以内の親族とする。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

経営改革の一環として役員報酬制度を見直し、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、平成22年6月25日開催の定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションを年額400万円以内の範囲で割り当てることを決議いたしました。これは、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲をより高めるため発行するものであります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

執行役員に対しても、取締役と同様の理由により、同内容の制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額 183百万円
監査役(社外監査役を除く)の報酬等の総額 22百万円
社外役員の報酬等の総額 13百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(報酬の決定に関する方針)

当行の役員報酬については、株主総会の決議により年額の報酬限度額を定め、社外取締役を含む取締役の報酬額を「216百万円以内」、監査役の報酬額を「36百万円以内」としております。

また、この報酬限度額とは別枠にて、取締役(社外取締役を除く)に対して株式報酬型ストックオプションとして「年額40百万円」の範囲で新株予約権を割り当てることを株主総会で決議しております。

報酬体系については、取締役(社外取締役を除く)は、基本報酬として月次で支給する「月額報酬」、単年度の業績に応じて支給する「賞与」、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるための「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。なお、社外取締役及び監査役は、「月額報酬」のみとしております。

(報酬の決定に関する手続)

取締役の報酬については、株主総会で承認いただいた限度額の範囲内で、社外取締役を含む取締役会の決議により決定しております。

また、監査役の報酬については、株主総会で承認いただいた限度額の範囲内で、社外監査役を含む監査役の協議により決定しております

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

当行では、社外取締役の業務に必要なサポートとして、取締役会の事務局である総合企画部が議案の事前説明を行うとともに、行内情報や内部規程等を閲覧することができる環境を整備しております。

また、常勤・社外監査役を補佐する部署として、監査役室に専従職員を配置し、監査業務に必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)現状のガバナンス体制の概要

当行では、監査役設置会社制度を採用しておりますが、経営に対する監督・監視機能を強化するため、独立性の高い社外取締役を選定しております。また、社外監査役が過半数を占める監査役会と内部監査部門とが連携を図り、監査機能を有効に活用しながら、実効性のある監査体制を構築しております。

(2)取締役会および常務会の業務執行状況

取締役会は、事業の進捗状況や課題を早期に把握して迅速な意思決定を行うとともに、業務執行においては権限の委譲と明確化を図り、経営戦略が着実に遂行される体制を構築しております。原則として毎月1回開催し、頭取が議長を務めます。

常務会は、業務全般の重要事項及び取締役会より委任を受けた事項について協議・決定するほか、業務全般の運営状況を管理しております。原則として週2回開催し、頭取が議長を務めます。

また、経営と業務執行との役割・責任の明確化を図るために、執行役員制度を導入しております。

その他、当行は弁護士と顧問契約を行っており、企業経営及び日常業務に関して法律上の判断が必要な際には随時相談を行い、判断の適法性を確保しております。

(3)内部監査および監査役監査の状況

内部監査部署である監査部は、原則として年1回以上、全ての本部、営業店を対象として内部監査を実施しており、経営上の各種リスクに対する内部管理態勢並びに法令等遵守態勢の状況を検証・評価するとともに、その結果に基づいて各部署への改善提案を行っております。

監査役会は監査役5名(うち社外監査役3名。なお、3名とも独立役員として指定)からなり、監査に関する重要事項に係る報告を受け協議・決議し、経営の監視機能を果たしております。

また、監査役は、監査役監査基準に基づき監査役会で決定した監査計画書に従って、取締役会・常務会等の重要な会議への出席並びに取締役の職務執行の監査、内部監査部門との連携による業務適正処理の点検等の業務監査等を実施しております。なお、監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合をもつなど緊密な連携を保ち、意見及び情報交換等を行うことにより適切な監査業務の遂行に努めております。

(4)会計監査の状況

会計監査は監査法人による監査を実施しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認を行い会計処理の適正性に努めております。

業務執行公認会計士の氏名、所属する監査法人名および継続監査年数

(公認会計士の氏名等)	(所属する監査法人名)	(継続監査年数)
指定有限責任社員業務執行社員 岩部俊夫	新日本有限責任監査法人	—
指定有限責任社員業務執行社員 植村文雄	新日本有限責任監査法人	—
指定有限責任社員業務執行社員 佐藤武男	新日本有限責任監査法人	—

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士10名 その他11名

(注)その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役及び社外監査役の選定、監査機能の有効な活用、実効性のある監査体制の構築等により、経営の客観性及び透明性が確保されており、適正なコーポレート・ガバナンス体制が確立できているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集ご通知については、株主総会開催の3週間前までに発送を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主に出席いただくことを目的として、集中日を回避するよう努めております。
その他	株主総会では株主の皆さまに当行の経営内容をご理解いただけるよう、ビジュアル化を進めております。事業報告及び計算書類について、グラフや図表を取り入れた映像を用いて具体的な説明を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、定期的説明会(年度決算及び年度戦略概要)を開催	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.a-bank.jp/contents/guide/aboutabank/index.html IR資料 (1)ディスクロージャー (2)ミニディスクロ (3)ANNUAL REPORT (4)決算資料 (5)会社説明会資料 (6)ニュースリリース	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 総合企画部 IR担当役員 常務取締役 出町 文孝	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念「地域のために お客さまとともに 人を大切に」
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域貢献活動状況を「ディスクロージャー」「地域貢献に関する情報開示」にて公開

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当行の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備する。

- 取締役、執行役員、理事および職員等（以下「役職員等」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 取締役会は、役職員等が法令等遵守の重要性を認識するとともに、反社会的勢力との関係遮断を含めた社会的規範を遵守し、その職務を遂行するため、「青森銀行倫理憲章」を定め、法令等遵守に関する基本方針および基準ならびに研修実施計画等を決定し、周知徹底を図る。
 - 取締役会は、法令等遵守に関する全行横断的な一元管理および必要な事項を審議、決定、指示する「法令等遵守経営会議」を設置し、法令等遵守の徹底の実効性を確保する。また、「法令等遵守経営会議」は、審議事項等を取締役に報告する。
 - 法令等遵守に関する統括部署として、リスク統括部法務コンプライアンス室を設置する他、各本店にはコンプライアンス担当責任者を置き、法令等遵守体制の整備及び維持を図る。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定および研修を実施する。
 - 取締役は、法令または定款に違反する重要な事実等を発見した場合は、すみやかに監査役に報告する。
 - 執行役員、理事および職員等は、組織的又は個人的な法令に反する行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス通報窓口へ報告する。
 - 内部監査部署である監査部は、各本店における法令等の遵守状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査役会に報告する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に関する規程等を制定し、保存および管理する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 当行は、当行の業務執行に係るリスクとして、以下(A)から(D)のリスクに分類し、管理する。
(A)信用リスク(B)市場リスク(C)流動性リスク(D)オペレーショナル・リスク
 - 取締役会は、リスク管理規程を定め、リスク管理に関する方針の決定ならびに統括部署としてのリスク統括部および横断的組織としてのリスク管理委員会を設置し、リスクを管理する。
 - 各リスクについては、リスク毎の管理規程等に定める担当部署が、リスクを管理する。
 - 監査部は、リスク管理体制の有効性について監査を実施し、その結果を取締役会および監査役会に報告する。
 - 不測の事態が発生した場合には、緊急事態対策委員会を設置し、適切かつ迅速な対応策を審議・決定し、損害の拡大を防止する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役会は、役職員等の業務執行の基本となる中期経営計画を定めるとともに、事業年度毎の経営計画を策定する。
 - 取締役会は、組織および職制・分掌・権限に関する規程等を制定し、効率的に業務を遂行する。
 - 取締役は、業務執行状況について取締役会に報告する。
- 当行およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - グループ会社の統括部署である総合企画部は、法令等遵守体制やリスク管理体制の整備等内部統制システムの構築を目的に、グループ会社の運営に関する要領を制定し、業務管理部署を定め、当行への協議および報告ならびにモニタリング等の体制を整備する。
 - 当行は、グループ会社が策定する事業年度毎の経営計画について、その業務執行状況の報告体制を整備するとともに、必要な規程等を整備するよう管理・指導し、業務が効率的に行われる体制を確保する。
 - グループ会社の役職員等が法令等違反に関する重要な事実を発見した場合には、リスク統括部に報告する。リスク統括部はすみやかに取締役および監査役に報告する。
 - 監査部は、グループ会社の業務執行状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査役会に報告する。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および所定の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 監査役室を設置し、監査役を補助する職員を配置することにより、有効な監査役の監査を確保する。
 - 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。
- 役職員等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 当行およびグループ会社の役職員等は、法令等に違反する重要な事実または当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、監査役に必要な報告および情報を提供する。
 - 当行およびグループ会社は、監査役に報告および情報を提供した役職員等に対し、当該報告等を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
 - 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、常務会や法令等遵守経営会議など重要な会議に出席できるものとし、必要に応じて役職員等にその報告を求める。
- 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当行は、監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法第三百八十八条に基づく費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制
 - 監査役会は、代表取締役と経営課題、監査上の重要課題等について定期的に意見交換をする。
 - 監査役は、会計監査人と会計監査内容について、定期的に意見および情報の交換を行い、監査の実効性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を掲げております。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、経営トップ以下組織全体で対応します。また、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保します。

(2) 外部専門機関との連携

平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な関係の構築に努めます。

(3)取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは取引を含めた一切の関係を遮断します。

(4)有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力からの不当要求に対しては毅然と拒絶し、必要に応じて民事と刑事の両面から法的対応を行います。

(5)裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対しては、裏取引、不適切な便宜供与、資金提供は一切行いません。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当行では、上記1.の基本的な考え方に基づき以下のとおり、体制整備を実施しております。

(1)反社会的勢力排除に関する統括部署として、営業統括部お客さま相談室を設置しております。

(2)反社会的勢力への対応にあたっては、平素から警察等関係行政機関、弁護士等の外部機関との緊密な連携関係の強化を図っております。

(3)反社会的勢力に関する情報については、統括部署が一元管理し、反社会的勢力との不適切な取引の防止を徹底しております。

(4)反社会的勢力への対応ルールを明確にするために、「反社会的勢力等対応マニュアル」を策定し、全職員に周知徹底しております。

(5)定期的を開催しているコンプライアンス担当者会議等において、反社会的勢力への対応方針、具体的なルールの遵守等について、周知徹底を図っております。

V その他

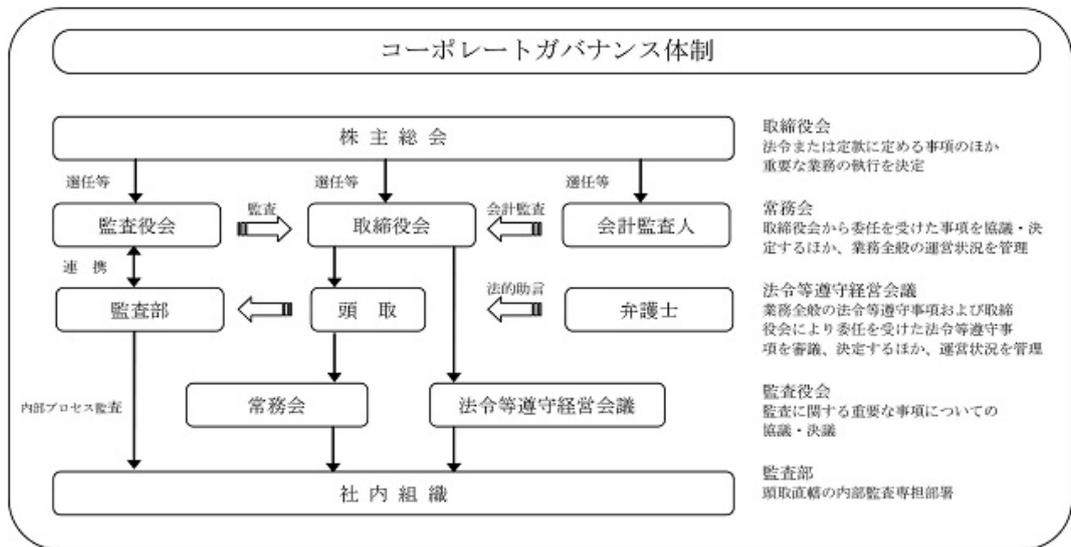
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の概要】

